

# 大阪市立大国小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心で、仲間と共に学び、たくましく生きる子ども」の育成のために「大国小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組（教職員・児童の意識改革）
- ② 未然防止・早期発見のための取組
- ③ 家庭・地域との連携

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について

- ① 話す・聞くという力につけるために、学習規律を確立する。
- ② わかる授業、児童が学びの実感を持てる授業を進めるために、基礎・基本に重点を置き、大国タイムなどを通して計算力を高める取り組みをこれからも進めしていく。
- ③ 授業研究などを通して、授業について意見を述べ合うことで、指導力の向上をめざす。

#### (2) 自尊感情を高めるために

- ① 各学級の集団づくりにおいて、自分の思いを表現するとともに、友だちのよさに気づくようにし、協力することの大切さが理解できるようにする。係やクラブ・委員会の仕事など役割分担をし、活発に活動することで、人の役に立つ喜びや学級の一員であるという安心感を育てていく。

- ② 自己肯定の感情を育て、友だちのよいところを認めるようとする。
- ③ たてわり班での活動を通して、高学年には、リーダーである自覚を持たせ、低学年には、みんなで活動する楽しさを味わわせる。自主的な活動を通して、やり遂げた充実感を児童が味わえるようとする。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 教材を使って考えたり、意見交流をしたりして、道徳的実践力を身につける。
- ② 植物や生き物を育てるることを通して、命の大切さを知り、友だちのことも大切にできる児童を育てる。
- ③ 学級の問題を議題にして、よりよい学級集団を作ろうとする児童を育てる。一人ひとりを大切にし、お互いのことを認め合える集団作りを進める。
- ④ スマートフォンや携帯電話など、ICT機器の正しい使い方を身につける。

## 4. いじめの早期発見についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学年を超えて情報交換を行いやすい職員間の雰囲気を大切にする。全教職員で一人ひとりの児童を育てるというスタンスで関わり、誰にでも相談できる雰囲気づくりに努める。ささいな変化に気づいたときは、担任に知らせる。月1回の同和教育研修会で、全教職員で児童の情報を共有し、指導にあたる。
- ② 気になる児童や事案については、時系列を追ってわかりやすく記録する。
- ③ 「いじめに関するアンケート」を行い、出てきた問題を把握し、対応する。心配な事案については、管理職・同和教育主担・生活指導部長に報告する。
- ④ 気になる児童については、関係諸機関と連携し、保護者を含めてカウンセリングを勧める。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を発見した時には、すみやかに管理職・同和教育主担・生活指導部長に報告する。
- ② 被害児童の立場に立っていじめが深刻にならないよう保護する。加害児童には、いじめに発展した経緯を丁寧に聞き取り、自分の行動を十分振り返り、二度と友だちを傷つけることないよう指導する。

- ③ 双方の家庭と連絡を取り、事実確認して伝え、児童にとって一番よい解決法を考え、家庭と連携して指導にあたる。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ①いじめ防止委員会

- ・構成メンバー・・・校長、教頭、同和教育主担、教務主任、生活指導部長  
学級担任  
(場合によって養護教諭・特別支援教育・外国人教育担当など)
- ・活動内容・・・・児童観察やアンケートの結果より分析・情報交換  
(情報の共有化・教職員の連携)  
今後の措置について話し合う。
- ・開催時期・・・・事案発生時に設置する。
- ・開催回数・・・・そのつど

#### 【年間計画】

##### 【調査等】

- ① いじめアンケート調査
  - ② 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- (2) 保護者や地域・関連機関との連携
- ・ホームページや学校だよりなどを通して情報発信・啓発を行う。
- (3) 取組内容の検証
- ・「運営に関する計画」で取組を評価し、改善していく。

## 7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

- ① 学校は、上記のような重大事態が発生した場合は、誠意ある対応をする。窓口は、一本化する。
- ② 学校に重大事態の調査組織を置き、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ

